

2008年11月28日

民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款
ご利用者の皆様へ

民間（旧四会）連合協定
工事請負契約約款委員会
委員長 江口 禎

改正建設業法の施行に伴う当面の対応について（重要）

標記に関して、本年11月28日、改正建設業法（平成18年12月20日法律第114号）が施行されたことは、既にご承知のことと存じます。

当委員会において、改正建設業法と民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款（以下、「契約約款」という。）との関係を検討いたしましたところ、改正建設業法において“共同住宅の新築工事における一括下請負が全面的に禁止”されており、契約約款条項に不具合が生じております。

つきましては、大変お手数をお掛けいたしますが、契約約款ご利用の際は、契約約款「第5条 一括下請負・一括委任の禁止」の条項については、下記のとおり修正のご対応が必要となりますので、ご留意下さいますようお願いいたします。

記

〔対応方法〕

共同住宅の新築工事*に関する工事請負契約を締結する場合

「工事請負契約書 8. その他」欄に、特約事項として、以下の条項を付して契約する。

『 契約約款第5条の定めにかかわらず、乙は、工事の全部もしくはその主たる部分または他の部分から独立して機能を発揮する工作物の工事を一括して、第三者に請け負わせることもしくは委任することはできない。 』

* 建設業法第22条第3項及び同法施行令第6条の3に規定される工事をいう。

〔参考〕

共同住宅の新築工事以外の工事に関する工事請負契約を締結する場合は現行第5条を修正する必要はありませんので、現行の契約約款をそのまま使用できます。

なお、当委員会では、上記第5条を改正した契約約款を12月上旬に発行する予定です。
裏面に改正案を提示します。

<改正案>

第5条 一括下請負・一括委任の禁止

乙は、工事の全部もしくはその主たる部分または他の部分から独立して機能を発揮する工作物の工事を一括して、第三者に請け負わせることもしくは委任することはできない。ただし、共同住宅の新築工事以外の工事で、かつ、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

<関連法令：参考>

・建設業法 第22条

- ① 建設業者は、その請け負った建設工事を、いかなる方法をもってするかを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。
- ② (省略)
- ③ 前2項の建設工事が多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるもの以外の建設工事である場合において、当該建設工事の元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、これらの規定は、適用しない。
- ④ (省略)

・建設業法施行令 第6条の3 (政令)

法第22条第3項の政令で定める重要な建設工事は、共同住宅を新築する建設工事とする。